

JANコード削除に伴う表示変更のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社製品には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さてこの度、平成24年6月29日付通知『「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について』(医政経発0629第1号、薬食安発0629第1号)に基づき、弊社製品の販売包装単位、元梱包装単位(ダンボールケース、個装箱等)のJANコードを削除させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

謹白

1 対象となる包装

- 販売包装単位 ・硫酸バリウム製剤のダンボールケース
 - ・バリエース発泡顆粒の個装箱・ラベル
 - ・バリトゲン消泡内用液2%の個装箱
 - ・ファースルー錠2.5mgの個装箱
- 元梱包装単位 ・バリエース発泡顆粒のダンボールケース・ラベル
 - ・バリトゲン消泡内用液2%のダンボールケース
 - ・ファースルー錠2.5mgのダンボールケース

2 変更内容

■ JANコードの削除

- ・元梱包装単位については、JANコードを削除し、GS1-128(元梱包装単位)コードを表示いたします。
- ・上記変更に伴い、バリエース発泡顆粒の個装箱のデザインを一部変更いたします。

■ 規制区分の表示変更

・硫酸バリウム製剤及びバリエース発泡顆粒の「処方せん」の記載を「処方箋」に変更し、「注意ー医師等の 処方箋により使用すること」(処方箋医薬品)といたします。

3 変更の事例(イメージ)

■ バリエース発泡顆粒 例) 5.0 g×80本入り個装箱





4 変更時期

2015年6月製造分より変更いたします。